

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231204	株式会社 トータルサポートTOMITA(法人番号4090001006744)代表者: 富田 陽一	山梨県甲府市朝気3-18-3	本社	山梨県甲府市朝気3-18-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第60条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年8月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
20231205	株式会社 ハイパーエクスプレス(法人番号3011401012167)代表者: 榎野 好博	東京都板橋区西台3-44-3	本社	東京都板橋区西台3-44-3	輸送施設の使用停止(230日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	労働局からの通報を端緒として、令和4年12月13日及び同年12月20日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(14)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(15)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(16)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	23	23
20231205	有限会社 吉英商事(法人番号2010802015309)代表者: 吉田 英治	東京都大田区南六郷1-8-8	本社	東京都大田区南六郷1-8-8	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年1月11日及び同年1月24日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	19	19

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231205	株式会社 埼玉警根(法人番号8030001074909)代表者:荒木 由紀子	埼玉県川口市緑町8-24 毎日新聞 首都圏センター内2F事務所	本社	埼玉県川口市緑町8-24	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年6月15日及び同年7月8日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	48	16
20231205	株式会社 大志陸送(法人番号7070001025859)代表者:福島 徹夫	群馬県前橋市堀越町833-14	本社	群馬県前橋市亀泉町283-1	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月21日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	13	13
20231205	滝沢物流 有限会社(法人番号6070002036575)代表者:滝澤 裕気	群馬県吾妻郡中之条町大字横尾3153-3	本社	群馬県吾妻郡中之条町大字横尾3153-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月1日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	4	4
20231205	東栄運輸関東 株式会社(法人番号9030001121726)代表者:齋藤 純利	埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮77	貨物部さいたま第四	埼玉県さいたま市岩槻区長宮77	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年12月9日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231205	有限会社 神栖運輸(法人番号6050002027015)代表者:佐久間 秀利	茨城県神栖市知手中央8-3-35	栃木	栃木県那須烏山市白久320-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年12月15日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
20231212	有限会社 上武流通サービス(法人番号8030002117872)代表者:富田 晃司	埼玉県熊谷市平戸92-1	本社	埼玉県熊谷市平戸92-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和4年12月15日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	4	4
20231212	株式会社 林建材(法人番号2030001089813)代表者:林 孝志	埼玉県日高市大字原宿426-1	本社	埼玉県日高市大字田波目519-17	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月11日及び同年3月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20231219	株式会社 アベエクスプレス(法人番号3010001109233)代表者:雨宮 正明	神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1798	横浜戸塚	神奈川県横浜市戸塚区柏尾町170番2	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月5日及び同年同月27日、同年11月4日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20231219	株式会社 MH CARGO(法人番号9040001045544)代表者:林 光雄	千葉県成田市市川上245-694	本社	千葉県成田市市川上245-694	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月18日及び同年2月8日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)事故記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231219	株式会社 愛川運輸(法人番号3021002033801)代表者:小島 博美	神奈川県厚木市上荻野928-8	本社	神奈川県愛甲郡愛川町中津1700-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月8日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0
20231219	共立運輸 株式会社(法人番号9020001009823)代表者:時崎 裕之	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1-10	本社	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1-10 本牧ターミナルオフィスセンター101号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年10月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)